

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについての一部改正について

平成 26 年 5 月 30 日 独立行政法人評価分科会長決定

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて（平成十八年二月二十七日独立行政法人評価分科会長決定）の一部を次のように改正する。

- 1（1）中「委員会」を「分科会」に、「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 1（2）中「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 2（1）中「委員会の庶務を司る総務省行政評価局」を「分科会の庶務を司る総務省行政管理局」に改める。
- 2（2）イ中「委員会」を「分科会」に、「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 2（2）ウ中「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 2（2）エ中「行政評価局」を「行政管理局」に改める。

新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="418 380 1234 453">「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて</p> <p data-bbox="1086 512 1486 590">平成 18 年 2 月 27 日 独立行政法人評価分科会長決定</p> <p data-bbox="151 690 1486 905">平成 17 年 11 月 14 日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、独立行政法人評価分科会（以下「分科会」という。）の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物（以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。）の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。</p> <p data-bbox="804 961 834 993">記</p> <p data-bbox="160 1052 1056 1083">1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い</p> <p data-bbox="186 1094 1486 1171">(1) <u>委員会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政評価局</u>において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。</p> <p data-bbox="186 1182 1486 1260">(2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省 <u>行政評価局</u>において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。</p> <p data-bbox="210 1270 1486 1398">ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」について既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。</p> <p data-bbox="160 1455 1486 1486">2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い</p> <p data-bbox="186 1497 1486 1711">(1) 上記 1 の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。</p> <p data-bbox="225 1722 1486 1799">したがって、民間団体等からの申し出については、<u>委員会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政評価局</u>が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。</p> <p data-bbox="186 1810 1285 1841">(2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。</p> <p data-bbox="225 1852 1486 1938">ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。</p>	<p data-bbox="1783 380 2650 453">「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて（案）</p> <p data-bbox="2421 512 2849 632">平成 18 年 2 月 27 日 独立行政法人評価分科会長決定 (平成 26 年 5 月 30 日一部改正)</p> <p data-bbox="1516 690 2849 905">平成 17 年 11 月 14 日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、独立行政法人評価分科会（以下「分科会」という。）の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物（以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。）の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。</p> <p data-bbox="2154 961 2184 993">記</p> <p data-bbox="1525 1052 2421 1083">1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い</p> <p data-bbox="1552 1094 2849 1171">(1) <u>分科会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政管理局</u>において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。</p> <p data-bbox="1552 1182 2849 1260">(2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省 <u>行政管理局</u>において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。</p> <p data-bbox="1576 1270 2849 1398">ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」について既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。</p> <p data-bbox="1525 1455 2849 1486">2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い</p> <p data-bbox="1552 1497 2849 1711">(1) 上記 1 の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。</p> <p data-bbox="1590 1722 2849 1799">したがって、民間団体等からの申し出については、<u>分科会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政管理局</u>が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。</p> <p data-bbox="1552 1810 2650 1841">(2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。</p> <p data-bbox="1590 1852 2849 1938">ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。</p>

- ① 印刷・発行の目的・内容（図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等）を明らかにする書類
- ② 印刷・発行の収支予算書
- ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等に係る資料）

イ 当該承認申請書は、委員会の庶務を司る総務省 行政評価局 が受理するものとする。

ウ 総務省 行政評価局 は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認（不承認）理由書を作成するとともに、承認（不承認）に係る決裁文書を作成するものとする。

エ 総務省 行政評価局 は、この承認（不承認）理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認（不承認）を決定するものとする。

オ 承認（不承認）を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。

(3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。

- ① 印刷・発行の目的・内容（図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等）を明らかにする書類
- ② 印刷・発行の収支予算書
- ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等に係る資料）

イ 当該承認申請書は、分科会の庶務を司る総務省 行政管理局 が受理するものとする。

ウ 総務省 行政管理局 は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認（不承認）理由書を作成するとともに、承認（不承認）に係る決裁文書を作成するものとする。

エ 総務省 行政管理局 は、この承認（不承認）理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認（不承認）を決定するものとする。

オ 承認（不承認）を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。

(3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行
に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて（案）

平成18年2月27日
独立行政法人評価分科会長決定
(平成26年5月30日一部改正)

平成17年11月14日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、独立行政法人評価分科会（以下「分科会」という。）の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物（以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。）の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。

記

- 1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い
 - (1) 分科会の庶務を司る総務省行政管理局において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。
 - (2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省行政管理局において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。

ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」に

ついて既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。

2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い

- (1) 上記1の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。

したがって、民間団体等からの申し出については、分科会の庶務を司る総務省行政管理局が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。

- (2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。

ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。

- ① 印刷・発行の目的・内容（図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等）を明らかにする書類
- ② 印刷・発行の収支予算書
- ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄附行為、会則、

役員名簿、活動状況等に係る資料)

- イ 当該承認申請書は、分科会の庶務を司る総務省行政管理局が受理するものとする。
 - ウ 総務省行政管理局は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認（不承認）理由書を作成するとともに、承認（不承認）に係る決裁文書を作成するものとする。
 - エ 総務省行政管理局は、この承認（不承認）理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認（不承認）を決定するものとする。
 - オ 承認（不承認）を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。
- (3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。